

地域保健総合推進事業の活用 状況に関する調査報告

全国保健所長会 学術担当常務理事

青森県弘前保健所 山中朋子

地域保健総合推進事業 (全国保健所長会協力事業)

- 日本公衆衛生協会の協力得て、全国保健所長会会員を中心に推進されている事業
- 全国保健所の活性化に大きな役割を果たしてきた。
- 毎年、12月頃に次年度の募集案内をし、新年度になり、事業説明会（国、協会、保健所長会によるヒアリング）後、事業が決定される。
- 事業の評価は、年度末の発表会で評価委員が実施している。

事業の募集について

◆平成19年度の募集から、一般事業の他に指定課題を設けた。

◆推薦基準

- ・地域保健の課題解決を指向した事業であること
- ・全国の保健所への普遍化・実用化を目指した事業であること

*事業はいくつかの保健所が協力して実施すること、若手の所長や医師の参画に期待する

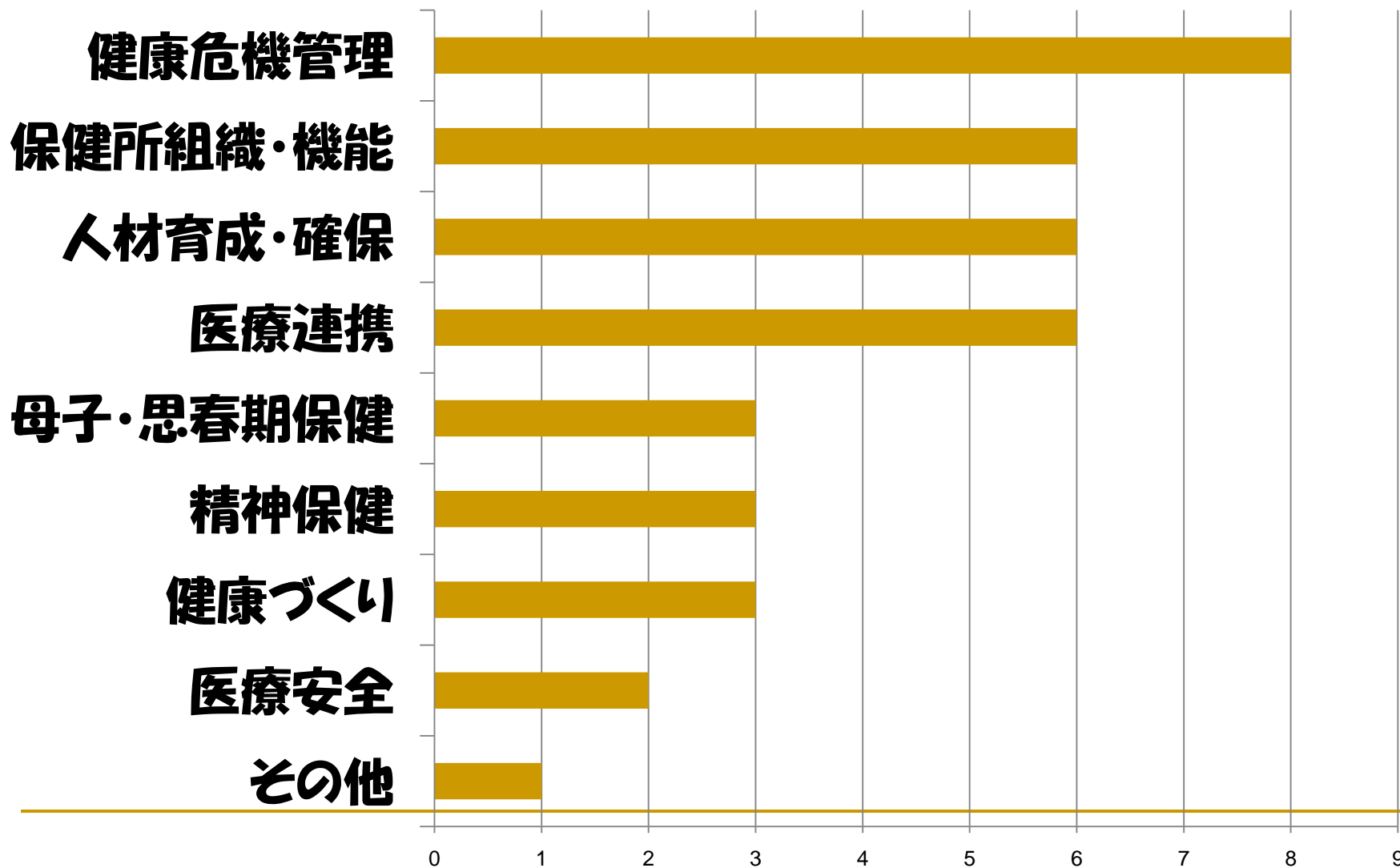
地域保健総合推進事業の活用状況 に関する調査

目的：地域保健総合推進事業として取り上げた事業（課題）の成果や波及効果などを把握・検証することにより、今後、多くの保健所が本事業を効果的に活用するための参考資料とする。

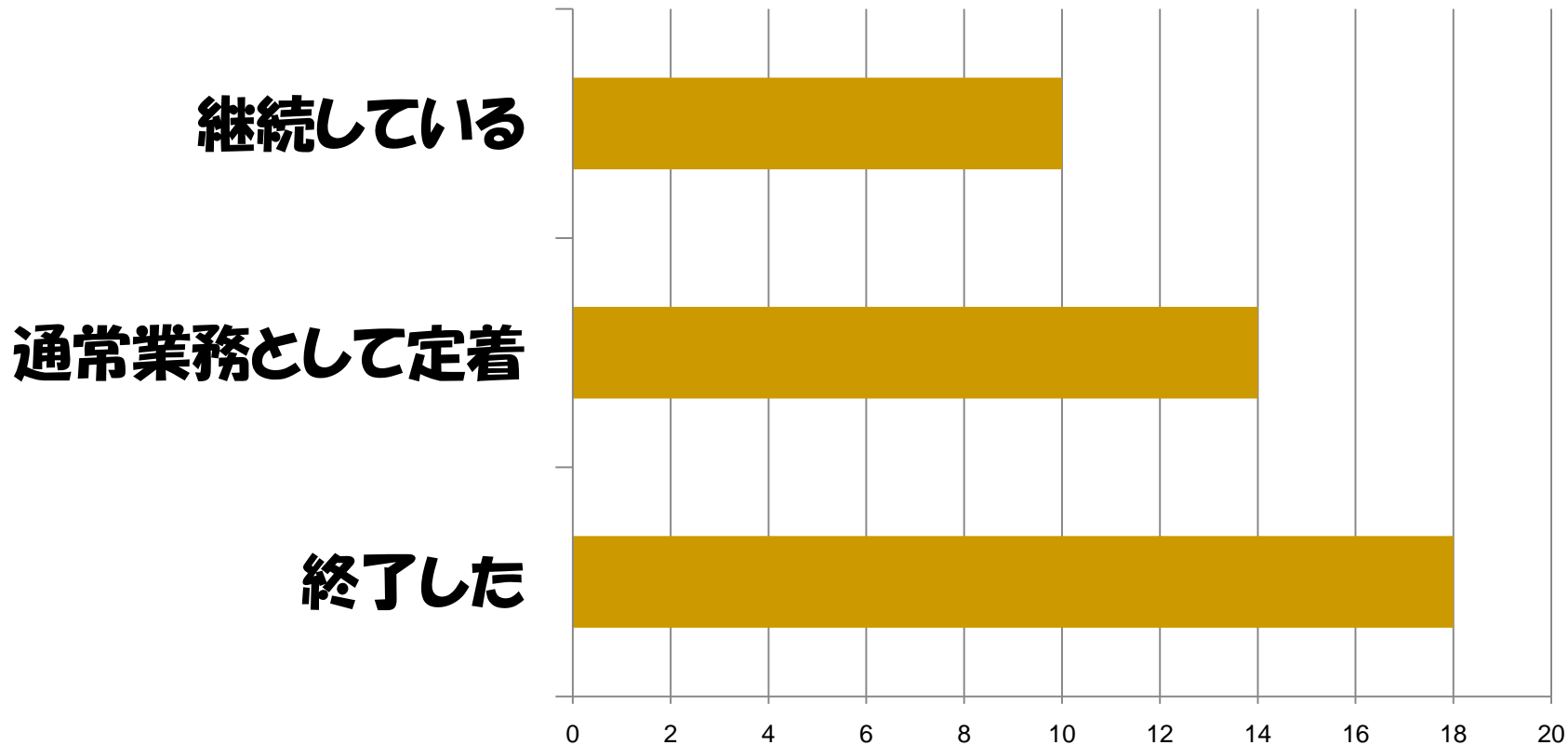
対象事業：平成17年度から21年度までの5年間に実施した41事業

調査方法：分担事業者にアンケート調査を実施した。38事業が回答（回収率93%）

事業課題別の分類

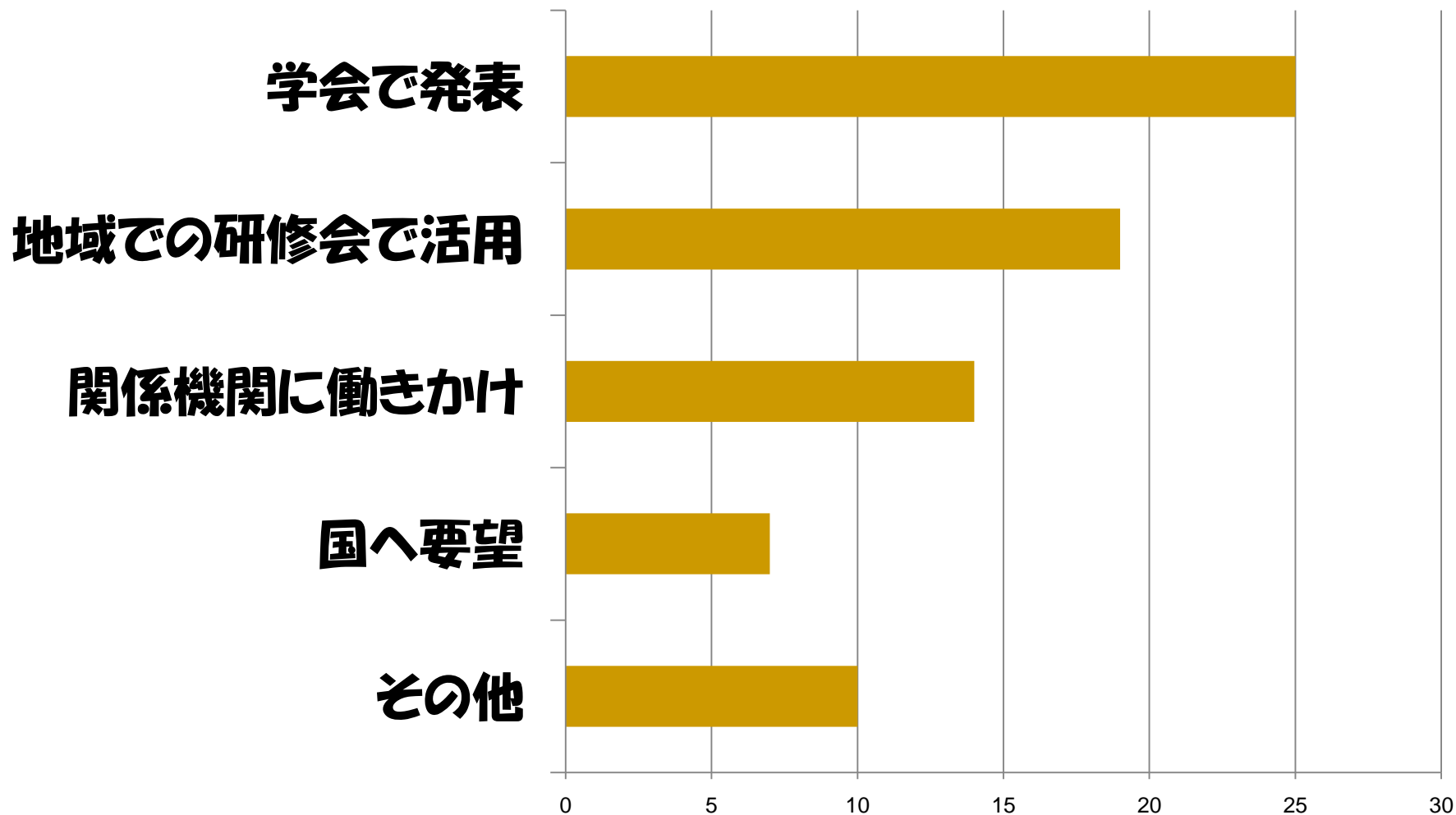


事業の継続状況(複数回答あり)



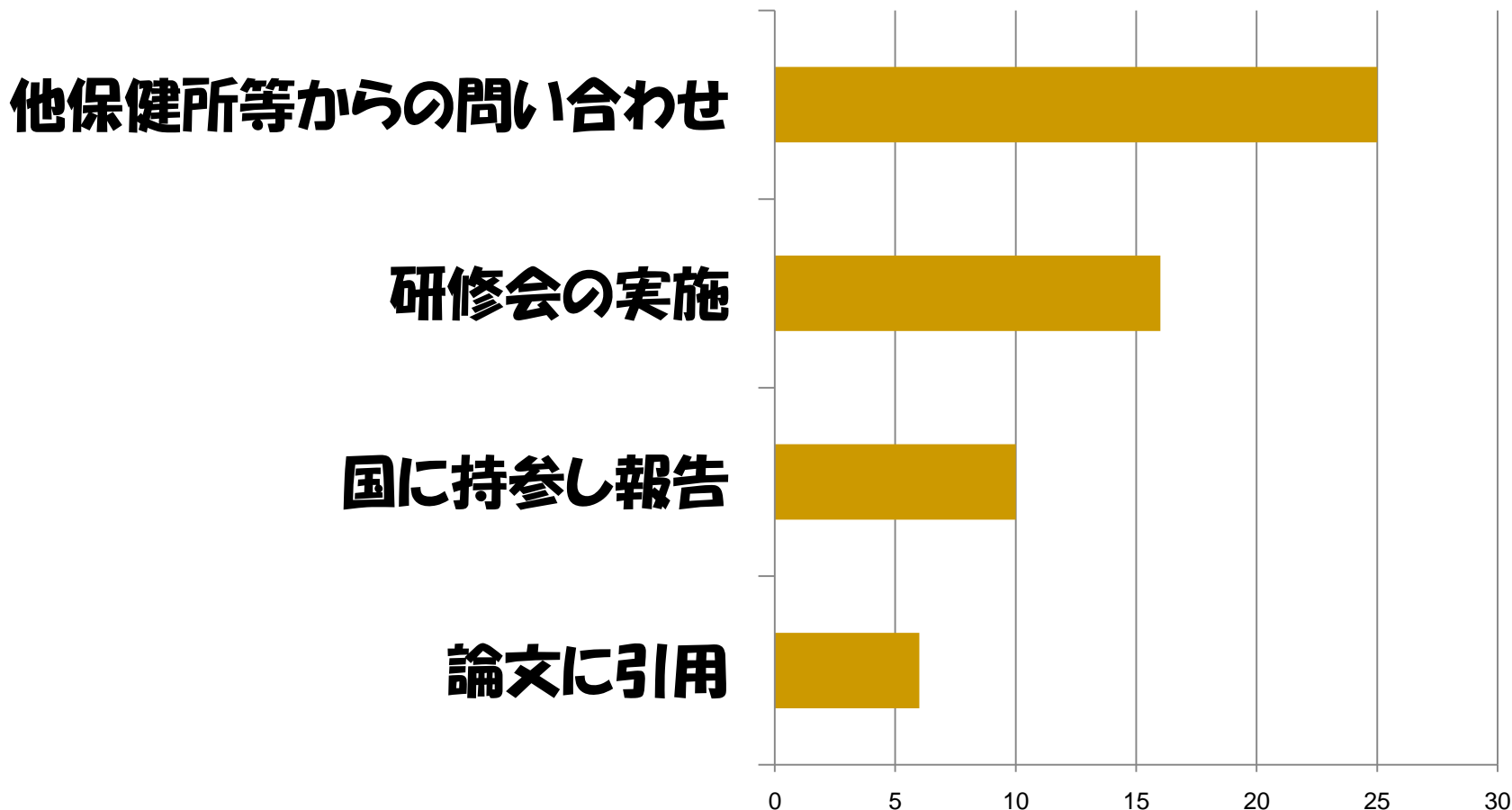
終了の理由：目的達成（6事業）、一定の成果（3事業）
他事業への発展（2事業）、他機関で実施（1事業）

事業の活用状況(複数回答)



その他:「公衆衛生情報」への掲載、国の「地域保健検討会」等での発表等

報告書の配布先(複数回答)



報告書の配布先: 全国保健所以外では、多い順から、都道府県庁や政令市等保健所設置市、大学(公衆衛生学講座等)、医師会等の医療機関

事業実施による具体的な成果及び波及① (自由記載)

- ◆ 38事業中36事業が記載あり (95%)
- ◆ 成果及び波及に関する記載は61件あった。
- ◆ 具体例
 - 全国の保健所の業務の支援ができた。(医師臨床研修、地域連携パス)
 - 全国保健所のITネットワークの形成により、健康危機(新型インフルエンザ等)の情報発信、情報交換ができた。



健総発第0720001号
平成19年7月20日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省健康局総務課長



医療計画の作成及び推進における保健所の役割について

標記については、平成19年7月20日医政発第0720003号「医療計画について」をもって、医療計画作成指針が示されたところであるが、医療計画の作成及び推進における保健所の役割について、下記のとおり都道府県、保健所設置市及び特別区が留意すべき事項を定めたので、この旨御了知の上、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号）による改正後の医療法（昭和23年法律第205号）に基づく都道府県医療計画（以下「医療計画」という。）を、平成20年4月1日の適用に向けてできるだけ速やかに作成するとともに、医療計画作成後はその趣旨、内容の周知徹底を図り、その推進に遺漏なきを期されたい。

また、平成2年6月28日健政計第22号「地域保健活動の充実強化について」及び平成2年11月30日健政計第46号「地域保健医療計画の作成について」は廃止する。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言であることを申し添える。

記

1 一般的事項

「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」（平成6年厚生省告示第374号）の「第二 保健所及び市町村保健センターの整備及び運営に関する基本的事項」では、保健所の業務として、地域の医師会の協力の下に医療機関との連携を図ること、医療計画策定に関与すること等が記載されている。保健所は医療計画の作成及び推進において、以下2及び3の点に留意しながら、引き続き積極的に関与されたい。

2 医療計画の作成及び推進における保健所の役割

(1) 情報の収集、整理及び活用の推進

所管区域に係る医療に関する情報（例：医療機関の人員、施設設備、診療機能等に関する情報）の収集、管理及び分析を行うこと。

(2) 地域における健康危機管理の拠点としての機能の強化

①健康危機の発生に備え、地域の保健医療の管理機関として、平常時から法令に基づく監視業務等を行うことにより、健康危機の発生の防止に努めること。

②地域の医師会及び消防機関等の救急医療に係る関係機関と調整を行うこと。

③保健衛生部門、警察等の関係機関及びボランティアを含む関係団体と調整すること。

(3) 企画及び調整の機能の強化

①地域における保健、医療、福祉のシステムの構築、医療機関の機能分担と連携、地域における健康危機管理の拠点としての機能の強化等について企画及び調整を推進すること。

②医療計画作成指針において、「第4 医療計画作成の手順等」の「2 疾病又は事業ごとの医療連携体制構築の手順」の「(2) 協議の場の設置」の「②圏域連携会議」に「その際保健所は、地域医師会等と連携して当会議を主催し、医療機関相互または医療機関と介護サービス事業所との調整を行うなど、積極的な役割を果たすものとする。」と記載されており、この点に留意すること。

3 先駆的事例

地域における医療連携体制の構築において先駆的に取り組んでいる保健所の事例をまとめた、平成18年度地域保健総合推進事業全国保健所長会協力事業「地域医療連携体制の構築に関する研究事業」分担事業報告書（分担事業者：山口県宇部環境保健所 岡紳爾）などを参考に、地域特性を生かした保健所の取組を推進されたい。

4 その他の留意事項

(1) 保健所は地域保健に関する広域的、専門的かつ技術的拠点として、引き続き、地域保健法（昭和22法律101号）及び地域保健に関する各種の法令及び関係通知に基づき、母子保健、老人保健、歯科保健、精神保健、難病対策、感染症対策など、地域保健医療政策の推進にあたられたい。

(2) なお、各都道府県の地域特性に鑑み、二次医療圏ごとの保健及び医療に関する計画を策定しても差し支えないものであること。

事業実施による具体的な成果及び波及②

- 「地域保健対策検討会」や「医療計画の見直し等に関する検討会」において、研究内容を発表し、提言をした。（医療連携構築、保健所の有する機能 等）
- 厚生労働省医薬食品安全部が中心となり、原因究明に乗り出した。（従来の疫学的手法で解明できない事例のための新たな調査方法の検討）
- 日本歯科医師会がモデル事業実施に動き出した。（医科歯科連携）

事業を実施して良かった点（成果についての記載を除く）

■ 研究事業としての意義

事業を活用し、試行的な段階の事業を実施できる。現場にとって意味のある事業を実施できる。

■ 人的連携やネットワークの促進（意見交換、交流等）

研究班員、大学公衆衛生部門、医師会、厚生労働省技官、研究者、保健師長会

事業を実施して苦勞した点

- **事業そのものに関する困難さ**
- **メンバーや班編成**
 - 班員の構成（人選）、確保**
- **事業実施期間**
 - 実質的な実施期間が短い**
- **事務処理**
 - 事業予算書・事業計画書・報告書の作成、
会計処理**

まとめ及び今後の事業実施に向けて

- 公衆衛生上の今日的課題に先進的、試行的に事業を実施できる点でなくてはならない事業である。
- 保健所長の全国的なネットワークの形成にも大きく寄与している。
- より広く事業への参画を促進するための課題の選定、メンバーの調整機能が求められている。
- 公衆衛生協会と所長会が実施した本事業に関する全会員宛調査の結果も参考としながら、次年度の募集に反映させていきたい。

調査報告書は11月末を目途に全国保健所長会HPにアップ予定